

# 堺観光ツアーアイド制度のご案内（令和8年度版）

## ツアーチャージの一部を助成

堺観光コンベンション協会では、堺市内を訪れるお客様数を増やし、またそのニーズ調査を目的として、堺市内の観光関連施設を周遊するツアーアイド（団体）又は船を利用して堺市内の桟橋及び堺市内宿泊を利用する団体に対して、旅行代金の一部を助成します。《注意：12/29～1/3に堺市内に滞在する団体は適用除外》

## 助成金額

ツアーチャージあたり事業者が手配した交通費の1/2が基本。

ただし、ツアーチャージ者数に4,000円を乗じて得た額または80,000円のうち低い方の金額を上限とします。

また、以下のコンテンツ条件を満たしている場合は、追加助成（20,000円／件）します。

- ①ガス気球（運休の場合は対象外）
- ②堺市内に宿泊（船利用の場合は除外）
- ③インバウンド団体

## 交付要件

1. ツアーチャージあたり10名以上の団体（乗務員・添乗員及び堺市内発着の団体等は除く）であること。
2. 利用交通機関は、緑ナンバー貸切バスや貸切タクシー、電車、船であること。（レンタカーは除く）
3. 当協会会員土産店\*1店舗及び有料観光施設1か所以上を含む計3か所以上を利用する周遊ツアーアイドであること。並びにいざれかの重点エリア（世界遺産エリア・環濠エリア・堺東エリア・堺ベイエリア）にある観光施設1か所以上が含まれていること。
4. 当協会会員飲食店舗\*（堺市内のホテル等）で@1,000円（税込）以上の昼食等があること。
5. 当協会指定の申請事業者アンケートを提出すること。
6. 船利用は3～4は要件を必要とせず、堺市内の桟橋利用及び堺市内宿泊を要件とし、助成対象交通費は乗船料金とする。

\*対象の堺観光コンベンション協会会員施設は当協会のホームページでご確認ください。

## 手続き

1. 申請書（様式はHPから）と行程表の提出【旅行催行日初日（堺到着）の半年前から10日前まで厳守】  
堺観光ガイドHP → NEWSその他のお知らせ  
→ 令和8年度堺観光ツアーアイド制度 → 【様式一覧】

2. 実施報告書兼請求書（様式はHPから）と他書類を提出【旅行の実施後30日以内厳守】

実施報告書兼請求書、貸切バス代金等の請求書又は領収書等の写し【運送引受書だけの提出は不可】、  
食事・有料観光施設等の代金及び参加人員が分かる領収書等の写し、最終行程表、アンケート用紙をご  
提出ください。なお交通機関、有料施設、飲食代の証明は船車券、観光券の写しでも結構です。

※申請者は当該ツアーアイド企画旅行代理店、またはランドオペレーターに限ります。

※国・地方公共団体、準ずる団体の主催共催団体、及び他の補助金との併用はできません。

※詳しい内容、注意事項は、それぞれの様式にある説明書きをご参照ください。

※助成金交付件数の上限は、1営業所（支店）あたり20件までとさせていただきます。

助成金額（予算額）には上限がありますので、予告なく受付を終了する場合があります。

また、上記手続き書類について、期限内に提出がない場合は助成金の交付手続きができなくなりますので、期限厳守でお願いいたします。

助成金交付の詳しい内容に関しては、堺観光ツアーアイド制度交付要綱を必ずご確認ください。

公益社団法人 堀観光コンベンション協会

堺観光ツアーアイド制度受付係

〒590-0950

大阪府堺市堺区甲斐町西1丁1番35号

T E L : 072 (233) 6601 F A X : 072 (233) 8448

E-mail : pro@sakai-tcb.or.jp

営業時間 9:00～17:30(平日)